

## 令和2年度

### 第2回豊頃町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和2年7月30日（木）午後2時55分～午後4時05分
2. 開催場所 豊頃町役場3階 会議室
3. 委員の出欠 出席 14人 欠席 0人

議席	氏名	出欠	議席	氏名	出欠
1	遠藤秀徳	出	8	相澤和幸	出
2	山崎仁志	出	9	門茂子	出
3	河崎正己	出	10	山田雅江	出
4	根本篤和	出	11	加島富浩	出
5	松崎文一	出	12	熊野信夫	出
6	川口亜矢子	出	13	村上浩保	出
7	泉信之	出	14	井下睦男	出

4. 議事日程 議案第1号 土地の現況証明願について  
議案第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について  
議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）  
議案第4号 農地法第3条の規定による許可申請について（賃貸借）  
議案第5号 農地法第4条の規定による許可申請について  
議案第6号 農用地利用集積計画の作成の要請について  
議案第7号 農用地利用集積計画の決定について
5. 臨席者
6. 事務局 神義宏事務局長 寺本恭啓係長 佐藤ひとみ事務員
7. 署名委員 議席1番 遠藤秀徳 議席2番 山崎仁志

局 長	<p>皆さんお忙しい中、ご出席をいただきありがとうございます。      定刻より少し早いですが皆さんお揃いですので、只今から第2回農業委員会総会を開催致します。      始めに農業委員会憲章を朗唱しますので、ご起立願います。</p> <p>(豊頃町農業委員会憲章を朗唱する)</p>
局 長	<p>ありがとうございました。ご着席下さい。      それでは、ここで井下会長からご挨拶を頂きます。</p> <p>(挨拶趣旨)</p>
井下会長	<p>委員の皆さんには、何かとお忙しいなか本日の総会に全員の皆さんの出席を頂きまして大変ありがとうございます。天気も良くなりまして、本日より本町でも麦刈りがスタートいたしました。干ばつ等で心配されていた訳ですが、作況の方も順調で良い見通しと聞いております。</p> <p>改めまして、本日から3年間皆様方と務めさせていただきます。改めましてよろしくお願ひしたいと思います。また、今年新しい5名の委員の皆さんには、遠慮なく総会等でご質問頂ければと思っております。今日の総会終了後には、ご案内の通り歓送迎会等も予定しております。</p> <p>早速ですが、お手元に配布しました議案に従いまして総会を始めさせていただきますので、よろしくお願ひしたいと思います。</p>
局 長	<p>ありがとうございました。      それでは、井下会長の進行により総会を進めてまいります。よろしくお願ひします。</p>
議 長	<p>はい。それでは、議事録署名委員の指名をさせていただきます。議席番号1番、遠藤代理、2番 山崎委員にお願いいたします。      経過報告等を事務局からお願いします。</p>
局 長	<p>(経過報告書により報告をする。)</p>
議 長	<p>はい。只今、経過報告等について、何かご質問等ございませんか。</p>
委 員	<p>ありません。</p>
議 長	<p>はい。無いということですので、早速議事に入らせていただきます。      議案書1ページになります。議案第1号「土地の現況証明願について」を議題とします。次の案件は 委員に關係する案件ですので、 委員には退席をお願ひしたいと思います。</p>

	<p>暫時休憩いたします。</p> <p>( 委員 退席する。)</p>
議 長	<p>はい。それでは、再開します。事務局「番号 1 番」の説明をお願いします。</p>
係 長	<p>はい。議案第 1 号「土地の現況証明願について」ご説明いたします。下記の土地の現況証明願がありましたので、ご審議を求めるものでございます。</p> <p>それでは「番号 1 番」です。土地については北栄 番地 の内、地目は公簿畑で、現況は農地・採草放牧地以外、面積は m<sup>2</sup>、調査地目は雑種地です。土地所有者及び申請者は北栄 番地 さんで、申請目的は地目変更登記のためとなっております。申請位置図は、2 ページに添付しています。こちら波線で表示している部分が今回の申請地となります。また、3 ページ、4 ページには求積図を添付してございますので、そちらの方ご確認願います。</p> <p>以上で番号 1 番の説明を終わります。</p>
議 長	<p>はい。只今、事務局から説明がございましたが、この件につきましては 7 月 21 日に現地調査を実施しております。地元委員であります村上委員の方からご説明をお願いしたいと思います。</p>
委 員	<p>はい。13 番です。この件に関しましては、只今、事務局から説明があった通りでありまして、将来 さんでは、後継者の住宅の計画があることから、今回、きっちり整理するかたちで、今回申請を行っておりますので、特に問題は無いと思いますので、ご審議よろしくをお願いします。</p>
議 長	<p>はい。只今、村上委員から説明がございましたが、この件について何かあれば受け賜りたいと思いますが、ございませんか。</p>
委 員	<p>ありません。</p>
議 長	<p>はい。無いということですので、このように決定をさせていただきます。</p> <p>暫時休憩いたします。</p> <p>( 委員復席する。)</p>
議 長	<p>はい。それでは再開します。 委員に申し上げます。「番号 1 番」については、原案どおり決定されましたので報告をさせていただきます。</p> <p>続きまして議案書 5 ページになります。議案第 2 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について」を議題と致します。「番号 1 番から 3 番」の 3 件について一括審議願いたいと思います。事務局説明を願います。</p>

<p>係 長</p>	<p>議案第 2 号、農地法第 18 条第 6 項の規定による通知についてご説明いたします。法の規定により農地等の賃貸借設定の合意解約の通知がありましたので審議を求めるものでございます。</p> <p>番号 1 番から 3 番まで 3 件とも基盤強化法による賃借権の設定がされておりましたが、賃貸人が売買を希望されたため解約するもので、合意解約の成立日及び土地の引渡日は令和 2 年 7 月 2 日です。すべて引き渡しを行う 6 か月以内の合意であり適正であると判断します。</p> <p>番号 1 番の設定を受けていた方は統内 番地 さん、設定をしていた方は礼作別 番地 さんで、土地につきましては記載のとおりです。</p> <p>次に番号 2 番及び 3 番の設定を受けていた方は長節 番地 さん、番号 2 番の設定をしていた方は茂岩本町 番地 さん、番号 3 番の設定をしていた方は幌岡 番地 さんで、土地につきましては記載のとおりです。</p> <p>以上で番号 1 番から 3 番の説明を終わります。</p>
<p>議 長</p>	<p>はい。只今、事務局からご説明がございましたが、この件について何かあれば受け賜りたいと思いますが、ございませんか。</p>
<p>委 員</p>	<p>ありません。</p>
<p>議 長</p>	<p>はい。無いということですので、このように決定をさせていただきます。続きまして議案書 6 ページになります。議案第 3 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局「番号 1 番」を説明願います。</p>
<p>係 長</p>	<p>議案第 3 号 農地法第 3 条の規定による許可申請についてご説明いたします。</p> <p>下記の件につきまして農地法第 3 条の規定による農地等の所有権移転による権利の設定許可申請がありましたので、ご審議を求めるものでございます。</p> <p>本案件は、権利を設定後、権利を有するすべての農地を使用すること、機械・労働力・技術・農作業従事要件など農地法第 3 条第 2 項の許可をしない要件には該当しないため、許可の要件はすべて満たしていることを申し添えます。</p> <p>それでは、番号 1 番についてご説明いたします。本案件は譲受人が以前から農地として使用していた土地を贈与により所有権を移転するもので、譲渡人は二宮 番地 さん、譲受人は二宮 番地 さんです。土地につきましては二宮 番地、地目は公簿 牧場、現況 畑で、面積は <math>m^2</math> です。 さんの経営内容についてはここに記載のとおりです。位置図は 8 ページに添付してございます。</p>

	<p>以上で番号1番の説明を終わります。</p>
議 長	<p>はい。只今、事務局からご説明がありましたが、この件についても7月21日に現地調査を実施しております。地元委員であります根本委員からご説明願いたいと思います。</p>
委 員	<p>はい4番です。この件につきましては、内容については、事務局から説明があったとおりでして、畑は整理して使用されていまして、お互いに合意のもとで3条での所有権移転贈与でありますので、問題無いと思いますので、よろしくご審議をお願いします。</p>
議 長	<p>はい。只今、根本委員からご説明がございましたが、この件について何かあれば受け賜りたいと思いますが、ございませんか。</p>
委 員	<p>ありません。</p>
議 長	<p>はい。無いということですので、このように決定をさせていただきます。次の議案に移りますが、次の議案は 委員に関係する案件ですので、委員には退席をお願いしたいと思います。</p> <p>暫時休憩いたします。</p> <p>( 委員退席する。)</p>
議 長	<p>はい。それでは再開します、事務局「番号2番」の説明をお願いします。</p>
係 長	<p>番号2番についてご説明いたします。こちら権利の設定理由ですが、現在、使用貸借によって後継者に経営移譲した農地を今回改めて贈与するものです。譲渡人は十弗 番地 さん、譲受人は同住所の さんです。土地につきましては、十弗 番地ほか31筆で、地目は公簿、現況共に畑で、面積は合計 m<sup>2</sup>、経営内容はここに記載のとおりです。位置図については、2ページ及び9ページから11ページに添付してございます。いずれも斜線で表示している部分が本件の対象地です。</p> <p>以上で番号2番の説明を終わります。</p>
議 長	<p>はい。只今、事務局から説明がございましたが、この件につきましても7月21日に現地調査を実施しております。地元委員であります村上委員の方からご説明願いたいと思います。</p>
委 員	<p>13番です。この件に関しましては、ただいま事務局から説明があった通り、後継者に農地を贈与するということでもあります。普段から さんの畑を見て</p>

	<p>いるかぎり、全く問題のある様な使い方をされておられませんので、問題ないかと思いますが、ご審議の程よろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>はい。只今、村上委員から説明がございましたが、この件について何かあれば受け賜りたいと思いますが、ございませんか。</p>
委 員	<p>ありません。</p>
議 長	<p>はい。無いということですので、このように決定をさせていただきます。暫時休憩いたします。</p> <p>( 委員帰席する。)</p>
議 長	<p>はい。それでは、再開します。 委員に申し上げますが、「番号 2 番」は原案のとおり決定されましたので報告をさせていただきます。</p> <p>続きまして議案書 12 ページになります。議案第 4 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題と致します。事務局「番号 1 番」を説明願います。</p>
係 長	<p>はい。議案第 4 号農地法第 3 条の規定による許可申請についてご説明いたします。こちらにつきましては、農地法第 3 条の規定による農地等の賃貸借による権利の設定許可申請がありましたのでご審議を求めるものでございます。</p> <p>本案件は権利を設定後、権利を有するすべての農地を使用すること、機械・労働力・技術・農作業従事要件など農地法第 3 条第 2 項の許可をしない要件には該当しないため、許可の要件はすべて満たしていることを申し添えます。</p> <p>それでは番号 1 番についてご説明いたします。貸人は幕別町南町 丁目 番地 さん、借人は幕別町字新川 番地 さんで、土地については統内 番地、地目は公簿、現況共に畑で、面積は m<sup>2</sup>です。さんの経営内容についてはここに記載のとおりとなっています。</p> <p>設定の理由については、貸人である さんが都合により農地を管理することが困難となったため、その農地を規模拡大を希望されている、さんが借り受けるものです。なお、賃料は年額 円、10 a 当たり 円です。</p> <p>申請位置図は 13 ページに添付してございますのでご確認ください。</p> <p>以上で番号 1 番の説明を終わります。</p>
議 長	<p>はい。只今、事務局から説明がございましたが、この件につきましても、7 月 21 日に現地調査を実施しております。地元委員であります 泉委員の方から説明をお願いしたいと思います。</p>

委員	<p>7番です。この さんという方は、息子さんが経営移譲をされて経営をしていたが、昨年体調を崩し作付けできず終わってしまったらしいです。それで、本年も除草剤を散布させてもらったと電話を頂いたけれど、現在の所は畑として作物は植えておりませんが、管理は行って畑の維持はされております。3条で申請がされておりますし、単価的にも問題ありませんので、よろしく、ご審議の程お願いいたします。</p>
議長	<p>はい。只今、泉委員から説明がございましたが、この件について何かあれば受け賜りたいと思いますが、ございませんか。</p>
委員	<p>ありません。</p>
議長	<p>はい、無いということですので、このように決定をさせていただきます。続きまして議案書 14 ページとなります。議案第 5 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」を議題と致します。事務局「番号 1 番」の説明をお願いします。</p>
係長	<p>議案第 5 号 農地法第 4 条の規定による許可申請についてご説明いたします。農地法第 4 条の規定による農地の転用許可申請があった、下記の件について、農地法第 4 条第 3 項の規定により許可することについてご審議を求めるものでございます。</p> <p>それでは番号 1 番ですが、申請人は牛首別 番  で、土地は牛首別 番地 の内、地目は公簿、現況共に畑となっております。転用面積は m<sup>2</sup>、転用区分は永久転用、転用の理由は育成牛舎を新設するための敷地に利用するものです。転用許可基準の区分は農用地区域内農地で、許可理由は農用地区域内の用途区分変更による農業用施設用地です。</p> <p>次に審査内容ですが 15 ページをご覧ください。立地基準は農用地区域内の用途区分変更による農業用施設用地となっております。事業費は 千円で、資金借入と一部自己資金となっております。権利を有する者の同意は、土地所有者の さんから同意書が添付されております。工期は許可の日から令和 2 年 12 月 31 日まで、申請面積の内 m<sup>2</sup>が建築・構築物敷地、m<sup>2</sup>が作業通路等敷地となっております。土砂の流出又は崩壊、その他の災害以降の 3 区分はすべて問題無いと思われれます。なお、位置図は 16 ページに、17 ページ・18 ページに配置図・求積図、19・20 ページに立面図・断面図を添付してございますので、ご確認ください。</p> <p>以上で番号 1 番の説明を終わります。</p>
議長	<p>はい。只今、事務局から説明がございましたが、この件につきましても、7 月 21 日に現地調査を実施しております。地元委員であります熊野委員の方か</p>

委員	<p>らご説明をお願いしたいと思います。</p> <p>はい。12番です。只今、事務局から説明のあった通りです。 牛の増頭により、育成牛舎の新設と言うことでありますので、よろしくご審議願います。</p>
議長	<p>はい。只今、熊野委員からご説明がございましたが、この件について何かあれば受け賜りたいと思いますが、ございませんか。</p>
委員	<p>ありません。</p>
議長	<p>はい。無いということですので、このように決定をさせていただきます。 次に議案書 21 ページになります。議案第 6 号「農用地利用集積計画の作成の要請について」を議題と致します。次の案件は松崎委員に関係する案件ですので、松崎委員には退席をお願いしたいと思います。 暫時休憩いたします。</p> <p>( 委員 退席する。)</p>
議長	<p>それでは、再開します。事務局「番号 1 番」の説明をお願いします。</p>
係長	<p>議案第 6 号 農用地利用集積計画の作成の要請についてご説明いたします。農業経営基盤強化促進法第 15 条第 1 項の規定により、農業経営改善計画認定農家を相手とする利用権設定等の利用関係を調整した結果、利用権設定等促進事業の実施が必要と認められるので、農業経営基盤強化促進法第 15 条第 4 項の規定により、下記の農用地利用集積計画をもって豊頃町長に対し農用地利用集積計画の作成を要請することについてご審議を求めるものでございます。</p> <p>本議案の案件は、農業経営基盤強化促進法に関する基本構想に適合し、農用地を効率的に利用しなければならない点など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項に規定する農用地利用集積計画作成の各要件を満たしているものと考えます。</p> <p>それでは、番号 1 番の設定を受ける方は牛首別 番地 、 利用権の設定をする方は背負 番地 さんです。土地については、 牛首別 番地 、地目は公簿、現況共に畑で、面積は m<sup>2</sup>、利用権設定等の種類は賃借権設定で、期間は 10 年間、始期は令和 2 年 8 月 4 日公告の日から終期は令和 11 年 11 月 30 日までです。借賃は年額 円、10 a 当たり 円で、支払方法は記載のとおりとなっております。位置図については 25 ページに添付してございます。こちら太めの斜線で表示した部分が本件の申請地であります。</p>



議 長	はい。只今、事務局から説明がございましたが、この件についても7月21日に現地調査、並びに調整会議を取り行っております。調整委員長には泉委員がなっておりますので、泉委員の方からご説明お願いしたいと思います。
委 員	はい。7番です。こちらも同じく さんの営農縮小による、賃貸希望の土地でございまして、地域で十分調整されてのことだということですので、この様に調整させて頂きました。ご審議の程よろしく申し上げます。
議 長	はい。只今、泉委員から説明がありましたが、この件について何かあれば受け賜りたいと思いますが、ございませんか。
委 員	ありません。
議 長	はい。無いということですので、このように決定をさせていただきます。暫時休憩いたします。 ( 委員 復席する。)
議 長	はい。それでは再開します。 委員に申し上げますが「番号2番」について、原案のとおり決定されましたので報告をさせていただきます。
議 長	それでは、つぎに「番号3番」の説明をお願いします。
係 長	はい。それでは番号3番の説明をします。利用権の設定を受ける方は牛首別 番地 さん。利用権の設定をする方は背負305番地 さん、土地につきましては牛首別 番地ほか1筆、地目は公簿、現況共に畑で、面積は合計 m <sup>2</sup> 。利用権設定等の種類はいずれも賃借権設定で利用権の設定期間は10年間、始期は令和2年8月4日公告の日から終期は令和11年11月30日までとなっております。借賃は年額 円、10a当たり 円で、支払方法は記載のとおりです。位置図は25ページに添付してございます。こちら水玉模様で表示した部分が本案件の申請地です。 以上で番号3番の説明を終わります。
議 長	はい。只今、事務局から説明がございましたが、この件につきましても7月21日に現地調査、並びに調整会議を取り行っております。調整委員長には泉委員がなっておりますので、泉委員の方からご説明お願いしたいと思います。
委 員	はい。7番です。こちらも同じく さんの営農縮小による、賃貸希望の土地でございまして、前段同様地域で十分調整されてのことだということですので、この様に調整させて頂きました。ご審議の程よろしく申し上げます。

議 長	はい。只今、泉委員から説明がありました。この件について何かあれば受け賜りたいと思いますが、ございませんか。
委 員	ありません。
議 長	はい。無いということですので、このように決定をさせていただきます。次の議案に入りたいと思いますが、委員に関する案件ですので、委員には退席をお願いします。暫時休憩します。  ( 委員退席する。)
議 長	それでは再開します。事務局「番号4番」の説明をお願いします。
係 長	はい。番号4番です。利用権の設定を受ける方は牛首別 番地 さん、利用権の設定をする方は背負 番地 さんです。土地については牛首別 番地 、地目は公簿、現況共に畑で、面積は m <sup>2</sup> 、利用権設定等の種類は賃借権設定で、期間は10年間、始期は令和2年8月4日公告の日から終期は令和11年11月30日までです。借賃は年額 円、10a 当たり 円で、支払方法は記載のとおりとなっております。位置図は25ページに添付してございます。こちら波線で表示した部分が本件の申請地です。 以上で番号4番の説明を終わります。
議 長	はい。只今、事務局から説明がございましたが、この件につきましても、7月21日に現地調査並びに調整会議を取り行っております。調整委員長には相澤委員がなっておりますので、相澤委員の方からご説明お願いしたいと思えます。
委 員	はい。8番です。 さんの営農規模縮小により、農地を賃貸するもので、地元で協議した結果、 さんが借りるということになりました。地域にあっても問題ないということなので、ご審議の程よろしくをお願いします。
議 長	はい。只今、相澤委員からご説明がございましたが、この件について何かあれば受け賜りたいと思いますが、ございませんか。
委 員	ありません。
議 長	はい。無いということですので、このように決定をさせていただきます。

	<p>暫時休憩します。</p> <p>( 委員復席する。)</p>
議 長	<p>それでは、再開します。 委員に申し上げますが、「番号4番」につきましては、原案のとおり決定されましたので報告をさせていただきます。</p> <p>続きまして、事務局「番号5番」の説明をお願いします。</p>
係 長	<p>はい。番号5番の説明をさせていただきます。利用権の設定を受ける方は牛首別番地 さん、利用権の設定をする方は背負 番地 さんです。土地については背負 番地 ほか1筆、地目は公簿、現況共に畑で、面積は合計 m<sup>2</sup>、利用権設定等の種類は賃借権設定で、期間は10年間、始期は令和2年8月4日公告の日から終期は令和11年11月30日までです。借賃は年額 円、10a当たり 円で、支払方法は記載のとおりです。26ページに位置図を添付してございます。こちら波線で表示した部分が本案件の申請地となります。</p> <p>以上で番号5番の説明を終わります。</p>
議 長	<p>はい。只今、事務局から説明がございましたが、この件につきましても7月21日に現地調査並びに調整会議を取り行っております。調整委員長には泉委員がなっておりますので、泉委員の方からご説明お願いしたいと思います。</p>
委 員	<p>7番です。こちらの案件も さんが営農縮小して、賃貸希望する土地でございまして、先程と同じ様に地域で調整されて さんが借りることになったということです。この様に調整させていただきました。ご審議の程よろしくをお願いします。</p>
議 長	<p>はい。只今、泉委員からご説明がございましたが、この件について何かあれば受け賜りたいと思いますが、ございませんか。</p>
委 員	<p>ありません。</p>
議 長	<p>はい。無いということですので、このように決定をさせていただきます。次の議案に入りたいと思いますが、 委員本人に関する案件ですので、委員には退席をお願いしたいと思います。暫時休憩します。</p> <p>( 委員退席する。)</p>
議 長	<p>それでは再開します。事務局「番号6番」の説明をお願いします。</p>

係長	<p>はい。番号6番です。利用権の設定を受ける方は幌岡 番地、利用権の設定をする方は背負 番地 さんです。土地については幌岡 番地ほか1筆、地目は公簿、現況共に畑で、面積は合計 m<sup>2</sup>、利用権設定等の種類は賃借権設定で、期間は10年間、始期は令和2年8月4日公告の日から終期は令和11年11月30日です。借賃は年額 円、10a当たり 円で、支払方法は記載のとおりとなっています。27ページに位置図を添付してございます。斜線で表示した部分が本案件の申請地となります。</p> <p>以上で番号6番の説明を終わります。</p>
議長	<p>はい。只今、事務局から説明がございましたが、この件につきましても、7月21日に現地調査及び調整会議を取り行っております。調整委員長には山崎委員がなっておりますので、山崎委員の方からご説明お願いしたいと思います。</p>
委員	<p>はい。2番です。 さんの経営規模縮小により、農地を賃貸することで、地元で協議した結果、 が借りることとなりました。地域にあっても問題ないということでご審議よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>はい。只今、山崎委員からご説明がございましたが、この件について何かあれば受け賜りたいと思いますが、ございませんか。</p>
委員	<p>ありません。</p>
議長	<p>はい。無いということですので、このように決定をさせていただきます。暫時休憩します。</p> <p>( 委員復席する。)</p>
議長	<p>それでは、再開します。 委員に申し上げますが、「番号6番」は、原案のとおり決定されましたので報告をさせていただきます。</p> <p>次に関連がございますので「番号7番、8番、9番」の3件について事務局説明をお願いします。</p>
係長	<p>はい。それでは、番号7番から番号9番の説明をさせていただきます。番号7番から番号9番の利用権の設定をする方は背負 番地 さん、番号7番の設定を受ける方は茂岩栄町 番地 。土地については幌岡 番地 ほか2筆、地目は公簿、現況共に畑で、面積は合計 。利用権設定等の種類は賃借権設定で、借賃は年額 円、10a当たり 円で、支払方法は記載のとおりです。位置図は27ページに添付してございま</p>

	<p>す。こちら波線で表示した部分が本案件の申請地です。</p> <p>続いて番号 8 番の設定を受ける方は豊頃南町 番地 さん。土地は礼文内 番地 ほかに 10 筆、地目は公簿 原野、畑、雑種地及び山林で現況は畑、面積は合計 m<sup>2</sup>、利用権設定等の種類は売買による所有権移転で、移転の時期は令和 2 年 8 月 4 日公告の日、対価の支払い期限は令和 2 年 8 月 31 日、価格は 円、10a 当たり 円で、支払方法は記載のとおりです。位置図は 28 ページに添付してございますのでご確認ください。</p> <p>次に番号 9 番の設定を受ける方は長節 番地 。土地は旅来 番地ほかに 4 筆、地目は公簿、現況共に畑で、面積は合計 m<sup>2</sup>。利用権設定等の種類は賃借権設定で、借賃は年額 円、10 a 当たり 円で、支払方法は記載のとおりとなっております。位置図は 29 ページに添付してございます。</p> <p>なお、7 番と 9 番の利用権の設定期間はいずれも 10 年間、始期は令和 2 年 8 月 4 日公告の日から終期は令和 11 年 11 月 30 日までとなっております。</p> <p>以上で番号 7 番から番号 9 番の説明を終わります。</p>
<p>議 長</p>	<p>はい。只今、事務局から説明がございましたが、この件につきましても、7 月 21 日に現地調査並びに調整会議を取り行っております。調整委員長にはいずれも泉委員がなっておりますので、泉委員の方からご説明お願いしたいと思います。</p>
<p>委 員</p>	<p>はい。7 番です。7 番と 9 番につきましては、賃貸借新規ということでございまして、これも、 さんの営農縮小による土地でございます。地元で調整されて各々こちらの方たちが借りることになったということでしたので、何ら問題無いと思われま。また、8 番につきましては、所有権の移転、売買ということで、地元で借り手が見つからなかったために、 さんをお願いをして買って頂いたという様な事を伺っております。土地につきましては、ご覧の通り、原野、雑種地、山林、畑となっていて、現況は全て畑。沢の中から、山の上まで、傾斜地、あるいは湿気った土地で、お願いに伺った時には、相当小木等も生えていたり荒れていたそうです。維持をされなかった畑として、現地確認を行った時も若干驚きを感じたところでもあります。こうして、調整を地元でも受入れてもらえなかった所ではありますけれども、 さんに取って頂いたということで、何ら問題は無いかと思っておりますけれども、よろしく審議の程お願い致します。</p>
<p>議 長</p>	<p>はい。只今、泉委員からご説明がございましたが、この件について何かあれば受け賜りたいと思っておりますが、ございませんか。</p>
<p>委 員</p>	<p>ありません。</p>

議 係	長	はい。無いということですので、このように決定をさせていただきます。 続きまして、事務局「番号 10 番」の説明をお願いします。
議 係	長	はい。番号 10 番です。利用権の設定を受ける方は統内 番地 さん、利用権の設定をする方は礼作別 番地 さん、土地は礼作別 番地 ほか 2 筆、地目は公簿山林及び畑、現況畑で、面積は合計 ㎡、利用権設定等の種類は売買による所有権移転で、移転の時期は令和 2 年 8 月 4 日公告の日、対価の支払い期限は令和 2 年 11 月 30 日、価格は 円、10a 当たり 円で、支払方法は記載のとおりです。位置図は 30 ペ ージに添付してございますので、ご確認下さい。 以上で、番号 10 番の説明を終わります。
議 委	長	はい。只今、事務局から説明がございましたが、この件につきましても、7 月 21 日に現地調査及び調整会議を取り行っております。調整委員長には熊野 委員がなっておりますので、熊野委員の方からご説明をお願いしたいと思います。
議 委	員	はい。12 番です。こちらは、2 号議案で合意解約があった案件なんですけれ ども。令和 1 年に三年間の賃貸を組んでいたんですけれども、今回、売買とい うことで地域としても問題が無いということですので、ご審議よろしくお願 いします。
議 委	長	はい。只今、熊野委員の方からご説明がございましたが、この件について何か あれば受け賜りたいと思いますが、ございませんか。
議 委	員	ありません。
議 係	長	はい。無いということですので、このように決定をさせていただきます。 続きまして関連がございますので「番号 11 番、12 番」の 2 件について、事 務局説明をお願いしたいと思います。
議 係	長	それでは番号 11 番及び 12 番の利用権の設定を受ける方は、 、利用権設定等の種類は共に売買による所有権移転で、移転の時期は令 和 2 年 8 月 4 日公告の日、対価の支払い期限は令和 2 年 8 月 31 日です。 番号 11 番の利用権の設定をする方は茂岩本町 86 番地 さん、土地 は長節 番地ほか 2 筆、地目は公簿牧場、現況畑で、面積は合計 ㎡。 価格は 円、10a 当たり 円で、支払方法は記載のとおりです。 位置図は 31 ページに添付してございます。こちら斜線で表示した部分が本件 の申請地です。 続いて番号 12 番の利用権の設定をする方は幌岡 120 番地 さん、

	<p>土地は長節 番地ほか4筆、地目は公簿宅地、牧場及び山林で現況は畑、面積は合計 m<sup>2</sup>。価格は 円、10a 当たり 円で、支払方法は記載のとおりです。位置図は 31 ページに添付してございます。こちら波線で表示した部分が本案件の申請地です。</p> <p>以上で、番号 11 番 12 番の説明を終わります。</p>
議 長	<p>はい。只今、事務局から説明がございましたが、この件につきましても 7 月 21 日に現地調査並びに調整会議を取り行っております。調整委員長には、熊野委員がなっておりますので、熊野委員の方からご説明をお願いしたいと思います。</p>
委 員	<p>はい。12 番です。11 番、12 番こちらは、2 号議案で合意解約された案件として、長らく賃貸を組んでいたんですが、今回、売買ということで、特に問題無いと思いますので、よろしくご審議願います。</p>
議 長	<p>はい。只今、熊野委員から説明がありましたが、この件について何かあれば受け賜りたいと思いますが、ございませんか。</p>
委 員	<p>ありません。</p>
議 長	<p>はい。無いということですので、このように決定をさせていただきます。続きまして、議案書 32 ページになります。議案第 7 号「農用地利用集積計画の決定について」を議題と致します。「番号 1 番」を事務局説明願います。</p>
係 長	<p>はい。議案第 7 号農用地利用集積計画の決定についてご説明いたします。農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、豊頃町より決定を求められた下記の農用地利用集積計画について議決を求めるものでございます。</p> <p>本議案の案件は本町の農業経営基盤強化の促進に関する基本構想に適合し、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項に規定する農用地利用集積計画作成の各要件を満たしていると考えますので、その点をご留意願いご審議願いたいと思います。</p> <p>それでは、番号 1 番ですが、利用権の設定を受ける方は、礼作別 番地 さん、設定を行う方は札幌市中央区北 条西 丁目 番地 です。土地については農野牛 番地 ほか 9 筆、地目は公簿、現況共に畑で、面積は合計 m<sup>2</sup>です。利用権設定等の種類は売買による所有権移転で、移転の時期は令和 2 年 8 月 4 日公告の日、対価の支払い期限は令和 2 年 8 月 28 日、価格は総額 円、10 a 当たり 円で、支払方法は記載のとおりです。34 ページ 35 ページに位置図を添付してございます。</p> <p>なお、本案件については農用地売買支援事業により、北海道農業公社から売</p>

	<p>渡しを受けるもので、5年間の保有期間を満たすことから、このたび取得されるものです。</p> <p>以上で番号1番の説明を終わります。</p>
議 長	<p>はい。只今、事務局から説明がございましたが、この件につきましても7月21日に現地調査を実施しております。地元委員であります河崎委員からご説明願いたいと思います。</p>
委 員	<p>はい。3番です。事務局から説明があった通り、 の買入れから5年が経過し売買となるものです。農地も適正に管理されていることから、何ら問題ありませんのでよろしくご審議をお願い致します。</p>
議 長	<p>只今、河崎委員から説明がありましたけれども、この件について何かあれば受け賜りたいと思いますが、ございませんか。</p>
委 員	<p>ありません。</p>
議 長	<p>はい。無いということでございますので、このように決定をさせていただきます。続きまして事務局「番号2番」を説明願います。</p>
係 長	<p>番号2番についてご説明いたします。利用権の設定を受ける方は北栄 番地 さん、設定を行う方は札幌市中央区北 条西 丁目 番地 です。土地につきましては北栄 番地 ほか7筆、地目は公簿、現況共に畑で、面積は合計 m<sup>2</sup>です。利用権設定等の種類は売買による所有権移転で、移転の時期は令和2年8月4日公告の日、対価の支払い期限は令和2年11月27日、価格は総額 円、10a当たり 円で、支払方法は記載のとおりです。36ページに位置図を添付してございます。</p> <p>本案件につきましても、農用地売買支援事業により、北海道農業公社から売渡しを受けるもので、5年間の保有期間を満たすことから、このたび取得されるものです。</p> <p>以上で番号2番の説明を終わります。</p>
議 長	<p>はい。只今、事務局から説明がございましたが、この件につきましても7月21日に現地調査を実施しております。地元委員であります村上委員からご説明願いたいと思います。</p>
委 員	<p>はい。13番です。只今、事務局から説明があった通りでございます、何ら問題ございません。 さんは、ずっと適正に作業・管理等使用されていますので、全く問題無いと思われませんが、よろしくご審議お願いします。</p>

議 長	はい。只今、村上委員から説明がありました。この件について何かあれば受け賜りたいと思いますが、ございませんか。
委 員	ありません。
議 長	はい。無いということでございますので、このように決定をさせていただきます。続きまして事務局「番号3番」の説明をお願いします。
係 長	<p>それでは番号3番です。利用権の設定を受ける方は札幌市中央区北 条西丁目 番地 23、設定を行う方は礼作別 番地 さんです。設定する土地は、礼作別 番地 ほか1筆で、地目は公簿、現況共に畑で、面積は合計 m<sup>2</sup>です。利用権設定等の種類は売買による所有権移転で、移転の時期は令和2年8月4日公告の日、対価の支払い期限は令和2年9月14日、価格は総額 円、10a当たり 円です。</p> <p>本件は農地売買支援事業で北海道農業公社が取得するもので、先月の総会に於いて、買入要請についてご審議願った案件です。なお、5年後の買受予定者は、礼作別 番地 となっています。位置図は37ページに添付してございますので、ご確認下さい。</p> <p>以上で番号3番の説明を終わります。</p>
議 長	はい。只今、事務局から説明がございましたが、この件につきましては、6月16日に現地調査並びに調整会議を取り行っております。調整委員長には、熊野委員 となっております。熊野委員からご説明願いたいと思います。
委 員	12番です。ただいま事務局から説明があったとおりでして、農用地支援事業ということで、特に問題無く。5年後には、 に売り渡し予定となっておりますので、よろしくご審議願います。
議 長	はい。只今、熊野委員から説明がございましたが、この件について何かあれば受け賜りたいと思いますが、ございませんか。
委 員	ありません。
議 長	はい。無いということです。このように決定をさせていただきます。議案の審議は以上ですが、事務局から連絡事項等ございます。
局 長	<p>(要旨)</p> <p>はい。資料をお配りさせて頂いておりますが、20日の第1回総会の後で、</p>

	<p>委員の部会構成について、井下会長、遠藤代理の方で原案を作って頂きました。まず、農地部会の方ですが、部会長 村上委員、部員が泉委員、熊野委員、山崎委員となっています。次に、農政部会の方ですが、部会長 門委員、部員が松崎委員、川口委員、山田委員となっています。次に畜政部会の方ですが、部会長 加島委員、部員が根本委員、河崎委員、相澤委員となっています。</p> <p>この様に案を作成して頂きましたので、お諮りしたいと思います。</p> <p>もう一枚、全道農業者年金研修会の参加体制予定表を作っております。令和2年度、令和3年度、令和4年度の予定を作っておりますが、これにつきましては、都合によって調整するようなことになるとと思います。毎年1月に研修会が実施されているんですけど、今年については、特に新型コロナウイルスの状況により実施の判断がされると思いますので、今後話が出てくると思います。</p> <p>ほかに、農業委員会名簿を事務局で作成して配布いたしました。個人情報等出ておりますので、取り扱いには十分注意して頂きたいと思います。</p> <p>以上です。</p> <p>議長 はい。ただいま事務局から報告事項等ありました、豊頃町農業委員会の部会構成については、これでよろしいですか。</p> <p>委員 はい。</p> <p>議長 それから、局長から話がありました様に、名簿の方に携帯電話の番号等載っておりますので、取り扱いには十分注意して頂きたいと思います。</p> <p>全体を通して、皆さんから、何かご質問等ございませんか。</p> <p>委員 ありません。</p> <p>局長 はい。それでは、以上をもちまして本日の総会を終了させていただきます。閉会にあたり 井下会長 からご挨拶をいただきます。</p> <p>会長 (閉会の挨拶)</p> <p>本日の総会も案件等、たくさんございましたけれども、皆さんのご協力を頂いて全て無事に決定をすることができました。ありがとうございました。</p> <p>先程、申しましたが、5時40分から歓送迎会の方ございますので、時間に遅れないように参加して頂きたいと思います。</p> <p>本日は、大変ありがとうございました。</p> <p>閉 会</p>
--	--